

年月日とかいろいろなことを書くようになっておりまして、それは市町村の状況によりまして、農村なんかでありますと、すぐわかるような場合には、申し出事項とか登録する事項というのが少なくないとおもいます、大都会等でありまして、単にそういうものだけでございまして、さらに生活の事実がわかりますようなもの、たとえば法的な機関の証明でございますとか——と申しますと、たとえば民生委員とか、そういう人が証明したものであるとか、あるいは場所によれば町内会長——これは必ずしも法的とは申せないかもしれませんが、町内会長等が証明しておる、あるいはそこにあてて手紙がきておるその手紙でありますとか、また取引なり生活のために、ガスなり水道の料金をそこで支払っておるその領収書でありますとか、米穀通帳みたいなものでありますとか、必要によっていろいろな資料を総合いたしまして住所認定をする。なおそれでもわからなければ実地について調査する、こういうことで取り扱っておるのであります。

○大柴委員 その事実認定として、米穀通帳、手紙、あるいはガスの集金書というものは、今日大都会において必ずしも選挙権のほんとうにそこに住所があるかどうかというこの認定にはいささか疑義があるだろうと思えます。そうしますと、適正事項として民生委員の判こがあるならある、あるいは、ちょっとおかしいので、あなたのところとおり言うのであります、町内会長の認定書があるとかいうようなことを決定的の要素にするというふうなわけにはまいりませんか。

○長野政府委員 たとえば住民登録を本人がしておるというふうな場合も、法的な記録でございまして、これは重要な資料として取り扱うことには相なります。しかし何か一つだけを決定的な要素として取り扱うことが、それだけでいいという場合もございまして、それが、それも事実と反することがあつてはいけませんので、いろいろな資料を取り寄せたり調べたりいたしまして総合的に判定をする、こういうことにしたほうがいいのではないだろうか、単なる一つの資料だけということになりますと、そこにも事実と反する、あるいは事実と違うことができたらいかなというふうな考え方で、現在までいろいろな資料を、資料のウェイトの置き方はいろいろあると思いますが、総合的に判定をした上で住所の認定をする、こういうことにいたしております。

○大柴委員 実は私も、昨年の東京都における都議会議員の選挙の際に、たいへん補充選挙人名簿のいろいろのうわさを聞いたのです。たとえばこれは一つの例であります、おそらく私の記憶に間違いなければ東京都板橋区は基本選挙人名簿の有権者が十五、六万だったろうと思う。そしてそれに補充選挙人名簿の有権者が一万五、六千、約一割なんですね。しかもその一万五、六千のうち明らかに八千ぐらいは住民登録がない、ただ申請だけによつて選挙権を確保している、こういうような現地の社会党の話聞いたわけなんです。かかることが、いまあなたがおっしゃるようなことを総合的に実際のにしたら生まれるわけがない。こういうものが生まれるという状況と

いうものとはどこにあるのであります。これは基本的な選挙人名簿も同じことではございますが、一つは、お話のような場合というものは特に補充選挙人名簿の場合には、特定の選挙が公示または告示された後から一定期間に申請をするというふうなことにいたすところになっております。そこで選挙のいろいろな準備と並行いたしまして補充名簿の登録をする、縦覧するというふうな事務が重なるわけでございます。したがって、その場合にあるいは非常に粗漏れなどというものはあれてございしますが、やはり十分でない認定をするというふうなことが事務上の問題として起きてまいるといふことが一つあります。それからさらに根本的な問題といふたしましては、従来はなるべく多くの人に投票の機会を失しないようにすることがいい、たてまえだといふような考え方でもございましたが、どちらかといへば住所認定について甘い扱いをするという考え方が特に強く出ているところもありはしないかというふうな思われるわけでございます。

○大柴委員 そういうような場合、要するに選挙管理委員会のはうで忙しいままに甘い扱いをする、そして明らかに虚偽の申請をして、たとえば板橋区なら板橋区で六千ぐらいの補充選挙人名簿をつくって、区会議員とか都議会議員というふうなものは、区会議員の三人ぐらい、都議会議員の当選圏内に送ることぐらいは明らかにできるわけですね。そうすると、一つの目的を持って、特定候補者の投票をさせようという目的を持ってもし現に住所を有しない、要するに虚偽の申請をして補充選挙人名簿をつくり、選挙権を確保したというふうなことが後ほどわかった場合には、それに対する罰則というものは一体どういうふうになっておりますか。

○赤澤国務大臣 お答えします。罰則のことについてはまた選挙局長から申し上げますが、いま御質問になつておる方向は私もよくわかるわけでありまして、住所が何かということは一言でいへば生活の本拠ということですから、どちらが本拠なのかかわすけれども、どちらが本拠なのかかわすけれども、たとえば代議士にしておき、東京で宿舎やいろいろなところで年三分の二は暮らしておる人でも自宅はまた選挙区にある。また神奈川県と東京都を御比較になられても、こういう例が実にたくさんある。その人にとってどっちが生活の本拠であるかといふことになると、なかなかむずかしい問題だと思ふのです。しかしながら、あとで選挙局長が申し上げると思いますが、選挙人名簿に二重登録することについては明らかに罰則があるわけでありまして、そういうことが発見された場合には自後何年間公権が停止される、罰金が二十五万円ですか、私の記憶でははつきりいたしません、何か罰則があるわけでございます。

そこで、こういったことが起こり得るかどうかということですが、いままのようになく移動の激しい世相のもとでは、いろいろなことが行なわれる可能性はあると私は思ふわけですね。そこで、この国会にも、これは総理府から出しておると思ふわけですが、住民台帳をつくるという法律を提案し

て、目下審議中だと思ふますが、それはどういう意味かと申しますと、公選法の附則にいま御指摘になりました問題について、「選挙人名簿については、住民登録法第三条の住民票に基づきこれを調製し、毎年定時に及び選挙を行なう場合においてはそのつど、これに登録されていない者を登録する制度をすみやかに実施しなければならぬ」といふふうに明らかにしているわけでございます。ところが住民登録をしないといふこともない人がたくさんあるし、そこらのところは——事実一人残らずきつとそれぞれどこの地区で選挙資格を持たせようといふことにつましましては、具体的になかなかやりにくい面はありますけれども、そういうことを端からできるように、間違いが起こらないようにという方向にいま努力しつつあるわけでございます。ただいまの時点で、そういう他の区に臨時にちょっと籍を移して選挙権だけ獲得するといふようなことがいま行なわれておるやうなわけもございまして、事実問題にもなつて、ここで論議をされておるわけでありまして、ここで論議をされておるわけは起こればやはり処罰の対象にもなるし、選挙人としての大切な公民権をそういう乱雑な扱いをするといふことはいいことではありませんが、やはり反省を促さなければならぬわけでございます。そういう問題点はいろいろありますが、今後ともそういう事態が起こらないように進めつつある段階でございます。

○大柴委員 それはわかつた場合にはどういう処罰をするのであります。なお、これはだれかが告発したとか告訴したとかいうことに基つてやるの

でありますか。選挙管理委員会が見てこれはおかしい、明らかに違反だと思ふときには選挙管理委員会のほうで告訴なり告発なりするのでありますか、どういふふうにするのでありますか。

○長野政府委員 公職選挙法の二百三十六条という条文がございまして、それに罰則が書いてあるわけでございます。それは詐偽の方法をもって選挙人名簿に登録された者は二千五百円以下の罰金に処する。こういうことになつておりました、これが詐偽登録についての罰則の規定でございます。どういふ場合にこれが適用になり、摘発されるかということでありましてこれは取り締まり当局がお答えすることがあるいは適当かと思いますが、私も聞きましておる範囲でございますと聞き込み、あるいはそういううわさ、あるいは選挙管理当局等からの連絡等によりまして捜査の端緒を見出す、こういうことのようにございます。

○大柴委員 千五百円以下の罰金でありますか。

○長野政府委員 二千五百円以下であります。

○大柴委員 私どもも、選挙をやっておりますと、パンフレットを配つたとか配らぬとか、ただそれがどこどこへ門口へ入つていったとか入らぬとか、直ちに罰金五千円云々というふうなことになるのでありますが、まあ善意でもないかしらぬが、そういうことに五千円をして、そうして詐偽の目的を持ってやったものが二千五百円以下といったようなことは、高いか安いか知らぬが、これはちょっとバランスがおかしいじゃないですか。

○長野政府委員 お話のような点は確

かにあるようで、私も、しろうと考へて申してはあれでございますが、考えられるようなところがございませう。これはなおいま関係当局とも、将来の他の罰則との均衡の関係もございませうので、共同して検討するといふようなかつこうをとつてまいりたいと思つております。元来詐偽登録といふものは、むしろその場合があるといふこと——あつたからといふことではございませう、非常に用心のためにこしらへたような規定であつたのです。むしろそういう状態のときに、しかしこういうことを考へておかなかないけなないといふようなことが一つのあれになつております。最近もしそういうお話のような場合がございまして、確かにそこそこが少し見忘れられてあつたといふことになりまして、そういう事情があるのではないかと思ひますが、なおこれは量刑の問題でございますので、検討をいたすべきだと思つております。

○煙委員 関連して、いまの問題ですが、そうした詐偽登録、詐偽的な登録で選挙人名簿に登録をした人が投票をするといふ場合に、詐偽投票にはなりませんか。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたところの横の二百三十七条という条文に、詐偽投票の規定がございまして、お話のように、詐偽登録をして、その者が詐偽投票するといふことになれば、もちろんそういう意味で詐偽登録をしたわけでございまして、詐偽投票の罪といふものが成立するといふことになると思ひます。

○煙委員 それは、二百三十七条に、

「選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は一万五千元以下の罰金」したが、実際は選挙人名簿に登録して、その登録すること自体が詐偽登録、そして今度投票すれば、この二百三十七条で詐偽投票になる、こういうことになりませう。

○長野政府委員 そうです。

○大柴委員 そういふ場合に、個人は別に意思がなくても、一つの政党なら政党、一つの団体が、よし、あいつを当選させるために、ひとつ、三十人はこのA地区へやる、あとの五十人はB地区へやる、あとの三十人は何地区へ行つて、三千人なり五千人なりしたやうな場合、その首領をとつた首謀者といふものの罪はどうなるのですか。

○長野政府委員 いまの規定でいいますと、首謀者までは必ずしもひつかかれない。もしそういう首謀者があるといひますと、それまでも直接にひつかかるかどうかといふことは、正確には多少疑問がございませう。むしろどちらかといへば消極的な解釈になるのではないだろうか。これは取り締まり当局の御見解もあると思ひますが、私もはそういうふうにしておられます。

○山中(日)委員 ちよつと関連して、いまの登録の問題ですけれども、二重登録といふことになれば、これはむしろ罰則があるわけです。そこで先ほど

大柴委員からお話がありました、たとえば神奈川に住居があつて、ある目的のために東京に住居を登録する。両方に住所があるといふことになれば、これは二重登録です。もしある目的のために、神奈川県のほうからは一時転出したことにして、そして神奈川県の住所は抹消してある目的のために東京に一時住所を移す、そして目的を達したならばまた元に戻す、こういうやうなことをやられた場合においては、それを罰する方法はないといふことになるかどうか、その点はどうなんですか。

○長野政府委員 いまお話しのように、神奈川県でありまして、実際にある一定期間ほんとうに住居が移つてくれば、これはそこに住所がないことと言へない、これはいたし方のないことであらうと思ひます。しかしながらそれはやはり住所を登録する際の要件といたしましては、三月月以来の住所要件が必要でございますから、それを十分満たすだけのことにならなくちゃいけないと思ひます。それからいきいだけだなくて、実際に生活の本拠がそこに移らなくちゃいけない。しかしながらそういうことがほんとうに行なわれれば、そのときに選挙があるといふときに、補充選挙人名簿をつくるというところで、たまたまそこがそういう時期で、要件も満たしておるといふことと、そのときは補充選挙人名簿にこれは載ることに相なると思ひます。これはいたし方ございませう。

○山中(日)委員 ほんとうに住居を移せばそれですけれども、ほんとうに住居を移さないでそういうことをやる場合が想像されるわけです。その場合に

先ほど来のお話ですと、それを防ぐためには、東京のほうの登録がはたしてほんとうに住居が移つてゐるかどうかといふことを調べるのに、いろいろな資料で総合的に調べるといふことをやるのでありますが、今度は前の神奈川県のほうからほんとうに転出したのかどうか。住所がまだそこにあるのかどうかといふことの取り調べといひますか、調べ方はどういふふうにしてやるのか。その辺もはつきりしておきませんと、新たに登録するほうの条件だけ調べても、前の条件といふものを十分調べないと防げないのではないか、実はこういうふうに思ふのです。

○長野政府委員 先ほどの御説明の際に、少しどうも御説明のしかたが足りなかつたのでございませうけれども、転出者が住所を移した場合は、申し出の申請書に必ず前住所を書かせることになつております。その書かせる意味は、前住所といふところと照会をする必要からそういうことになつておるわけでございます。前住所への照会及び戸籍の照合、こういうことも調査の一つの手順といたしまして、特に転住者につきましてはいたすように指導はいたしております。

○大柴委員 刑事局長にちよつとお尋ねいたしますが、いままで言つたことの蒸し返しになるかと思ひますが、たとえば千代田区なら千代田区に住居はない。事実上の住所は品川区にあるいは神奈川県にあるのを、千代田区に住居があると申請して、そうしていろいろのことから選挙管理委員会がこれを認めた。そうして投票をやつた。ところがあとになって、その住所の申請といふものは全く特定候補を当選せし

むる目的を持ってやったことで、事実上の住所はそこにある、こうわかった場合には、これは虚偽の申請をしたことに對して、先ほど選挙局長のほうは、二千五百円以下の罰金だ、こう言われる。それならば選挙をしたことに對しては、それは申請は虚偽であらうとならうと、一応公の選挙管理委員会というものが選挙権があるというところを認めたのでありますから、その選挙というものは大体無効になるのか、やはり有効になるのか。選挙そのものはどういふようになるのでありますか。

○竹内(壽)政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、選挙そのものが無効になるかどうかという点は、これはまた別途に考えなきゃならぬ点でございますが、それより前に、そのような行為が罰則に犯れるかどうかということについてお答えを申し上げます。思います、選挙管理委員会が住所ありと認めたといつても、それは、現実住所がなかったものをそういうふうに錯覚して、あとになってそういうことがわかったのでございますから、先ほど出ておりました二百三十六条の虚偽の登録をした、それからまた虚偽の登録に基づいて虚偽の投票、投票を偽ったというこの二つの罪が成立いたしますことは当然でございます。たとえ中間において選挙管理委員会がこれを承認しておいたといつても、それは住所があることを前提として承認しておいたのでございまして、それが住所がなかったということが後になって証拠によって明確になった以上は、もし犯意があったとすれば、二つの罪が成立するということになると

私は解しております。ついでに申し上げますが、先ほど御質問の中にありました、そういうものをある者が多くの人にけしかけてそういうようにやらした場合には、そのけしかけた人はどうなるのだらうかという点につきまして、選挙局長からお答えがあったのでございますが、選挙罰則も罰則でございますので、この刑罰につきましても、刑法の総則がすべてかぶってくるのでございまして、刑法の総則の規定によって、御承知のように共犯になる場合があるわけでございます。して、かような行為をそのか、あるいは補助しということになりますと、その首謀者となるような人は、共同正犯になるか、あるいは教唆犯になるか、あるいは補助犯になるかというところで、刑法の総則の適用によって同時に処罰されることもあり得る、かように考えておるのでございます。それから最後に、選挙が無効になるかどうかという点につきましては、これは選挙局長のほうからお答えをいただくのが適当かと思ひます。

○大柴委員 その場合に、虚偽の申請によつたときに二千五百円以下の罰金、それに基づいて選挙をやつたときには罰則はどうなつてゐるのですか。

○竹内(壽)政府委員 二百三十七条の、選挙人でない者が投票したときの罪でございますが、これは一年以下の禁錮または一万五千円以下の罰金、かようになつております。

○大柴委員 いや、ちよつと論を進めますが、この前の選挙に沖繩の人の安里積千代さんという人が全国区の参議院議員候補に出ましたが、何も安里さんに限らず、沖繩の人が日本へ来て全

国区参議院をやつた場合の被選挙権あるいは選挙権というものはどうなつてゐるのであります。あわせて、いま沖繩県人の被選挙権というものは法律的には何と呼んでゐるのか、またそれはどういふ出所に基づいて呼んでゐるのか、ちよつとその辺のところをお答え願ひたいと思ひます。

○長野政府委員 被選挙権につきましては、公職選挙法の第十条に、参議院の場合でございますと、参議院議員の選挙は日本国民で年齢満三十年以上の者というものに被選挙権があるということでありまして、そして沖繩の人たちにつきましても戸籍法の適用がございまして、現在それは福岡県の一福岡県庁にございまして、福岡法務局の出張所でございまして、ちよつとそこところは正確に記憶してございせんが、戸籍の取り扱ひもいたしております。したがつて、被選挙権がある、こういうことであります。

○大柴委員 そうすると、あの沖繩県人安里積千代氏の場合は、被選挙権があつて、選挙権はどうなつてゐたのですか。

○長野政府委員 被選挙権につきましては、いま申しましたように、日本国民で年齢満三十年以上であればみんな被選挙権があるわけでございます。それから、住所のことは別問題には必ずしもならないと考えますが、選挙権につきましても、必ず本土といふんです、こちらに住所がなければ、選挙権の要件には住所の要件がくつてゐる。要するに、これは満たされる必要があるのだと思ひます。ぎりぎり申しますと、被選挙権につきましても、本来は妙だといふは妙な考へ方になるかもし

れませんから、常識的には住所があつたほうがいい。こちらに移住といふんです、住所を移すといふんです、そういうことがあるはずであります。ぎりぎりの考へ方からいへば、法律的には、形式的には、年齢満三十年以上で日本国民であれば被選挙権はあるのであります。こういうことになると思ひます。

○大柴委員 そうすると、沖繩県人というものは、満幾つかの人は被選挙権というのがあるけれども、選挙権がないという事態があるものであります。それは公職選挙法が何か、日本の法律にどこかあります。

○長野政府委員 現に沖繩に住んでおられる方々は、これはいわけゆる施政権がそちらに行なわれておりませんので、いまの衆議院議員選挙法そのものが、あるいは公職選挙法そのものがそちらの区域について動かないと申します、停止されておるといふんです、ここでは何ともならない、こういうことであらうと思ひます。

○大柴委員 それでは、もちろん沖繩の人は被選挙権があるわけですから、東京一區で衆議院の選挙をやることも可能なのですね。

○長野政府委員 衆議院の選挙についても、お話のようにそれは可能だといふことであります。

○大柴委員 ちよつと大臣に質問しておきますが、その五ページの第八十六条、「当該選挙の期日の公示又は告示」といふ二つのことばを使つてゐる。われわれは政党内でありますので、公示とは衆議院を言ひ、あとの選挙は告示、こういう二つのことばの使い分け

をしてゐるのであります。自動車でひき殺されるような時代に、こんな古いことばをわざわざとっておく必要がどこにあるのであります。衆議院の選挙だけは特に公示といふ理由について……

○赤澤国務大臣 恐縮ですが、そこまで研究しておりませんでした、聞いてみましたところ、昔からそういうしきたりになつておるので、いま使つておるということでございます。

それから前段の御質問ですが、沖繩県人は私ども日本人として、われわれの同胞と考えておりますので、この方々に被選挙権があるのはいふまでもなく、あたりまえのことです。ただ選挙人としての資格があるかどうかというところは、これまた資格があるはずで、あります。ただほかの人と同じように、三カ月という条件はついておらず、沖繩県以外の他の住民と同じことであると私は考えております。ちよつと参議院に行つてまいりますので……

○大柴委員 大臣どうぞ行つてくださいます。

○鑑治委員 関連して、いまの沖繩の問題ですが、抽象的にはなるほど日本人であつて、被選挙権はある。だが沖繩におるときと、日本にきてゐるときと違ひます。沖繩においてもあるかといふことを、第一番に聞きたい。沖繩におれば選挙法の何だけで言へば、それは抽象的にはあるけれども、沖繩におるときは日本の行政権は及ばないでしよう。それでもあります。そこを明らかにしておかぬと、今後これは実例が出ます。

○長野政府委員 確かに先生のおっしゃるようになりますが、問題のようには思いますが、もちろんいま私どもが頭に浮かべたのは、沖繩にずっとおりながら被選挙権が当然あるというところを申し上げるつもりじゃないわけですね。もちろん日本本土へやって来まして、そしてどうせそこに住所があるわけでごいまいしょうが、そこで選挙運動なり何なりをやる場合には被選挙権があるということに相なると思いますが、しかしながら公職選挙法の規定の上からは、住所を必ずしも要件にいたしておりませんので、沖繩から日本本土へ来ることは、どうしても必要でございませう。沖繩にずっとおったのじゃ、いわゆる施政権が停止されておりますから、それ自身に被選挙権があるとは申せないように私も思います。しかし形式的には、公職選挙法で住所を被選挙権の要件に国会議員の場合にはしておりませんから、本土にやってきて選挙運動なり何なりして、あるいはそこで立候補するということを前提にしなればなりませんか、その点は私の説明が非常に足りなくて申しわけなかつたと思います。

○大衆委員 無理にそういうことを答弁しないでほしいです。あなたのほうの統一見解をあつて調べて出しておいってください。

○大衆委員 無理にそういうことを答弁しないでほしいです。あなたのほうの統一見解をあつて調べて出しておいってください。

○大衆委員 無理にそういうことを答弁しないでほしいです。あなたのほうの統一見解をあつて調べて出しておいってください。

それからお選挙局長、公示だ、告示だとなつたことを使うことは、これははなはだしく時代おくれだと思ふ。意味はないのじゃないですか。理屈をつければ理屈はあるけれども、あなたの方のほうの答弁、大臣みずから古いしきたりだと言われる。だからこれもひとつ考えておいってください。

○長野政府委員 法定選挙費用につきましては、いまちよつと調べておりますので、調べてからお答えいたします。

○大衆委員 おそらく二百万円以下でございませう。そういふ場合に、衆議院議員の選挙の供託金が三十万円、選挙費用の六分の一かあるいは七分の一くらいの供託金を納めることは、金持ちの候補者にはいいだろうと思ひますが、普通にあまねく選挙をひとつ公職選挙でやろうというふうな人には、これは若干高いんじゃないですか。私は高いと思うのですが、十五万円を三十万円とした理由はどこにあるのですか。

○長野政府委員 これは、一つは、現在の選挙公営が制度の整備に伴ひまして、年々拡大をされていってあるわけでごいませう。なほ今度の改正法によりまして、テレビによる経歴放送を認可する、あるいは新聞広告の回数をおよそ二倍というふうなことも、公営の拡充として行なわれるわけでありませう。現在そういう公営経費というものは、大体所属候補者一人当たり六十万円必要としておるわけですね。これは衆議院の場合でございませう。それだけが全部の例ではないと思ひますけれども、供託金が十五万円、そういたしますと、泡沫候補というふうなものも考えました場合には、十五万円の供託金を出せば、六十万円の売名行為が極端に言ひますとできるわけですね。これが適当かどうか別でございませうが、少なくともできるわけですね。これは売名行為としては非常に有力な手段でございませう。十五万円と六十万円の売名行為がさしても、これに足りないようなことは、おそろしくこれは国民の税金でございませう。そういふことから考えますと、やはり私どもといたしましては、実際は六十万円程度に引き上げたいというところを初めは考えたわけでごいませうが、またそれは、戦前のことを申してはあれかしませんが、立候補の供託金が衆議院の場合二千円、そうするといふもの物価に引き直してしまつても、大体六十万円をこえるわけでごいませう。また、公営費用としてその候補者に直接かけます経費も六十万円をこえるわけでありませう。そうしますとそこまですぐのぐいのじゃないだろうかといふことも考えられましたが、やはり新人の抑圧になつてしまつた、そういう問題もあつて考へる必要もあつたので、改正案としては、新聞広告とか、世上この前の選挙でいろいろいわれましたような問題の起こる余地が少なくなつたといふことが望ましいのじゃないかといふようなこともございまして、衆議院の場合は三十万円、そういうふうな考へたわけでごいませう。

○大衆委員 そうしますと、四号の都道府県の議会の選挙、たとえば東京都議会議員、私のところの例を引いては失礼であります、人口七十四万近い大田区の東京都議会議員でも三万円なんです。これはどうして上げないのですか。上げたに違ひないけれども、今度は上げない。ここのバランスはどういうふうになつておるんですか。

○長野政府委員 一つは、今度上げましたのは、そういう公営の拡充なり何なりの観点とも関連を考へたわけでごいまして、同時にまた一つは泡沫候補といわれる者の出ぐあいといひますか、そういう者の最もよく出るところだけに限定を考へた。そうしませんが、軒並み上げればすべていろいろな問題、また新人を抑圧するとか、いろいろ議論が出てくるわけでありませう。ぎりぎり必要なところまで限定をしたほうがいいのじゃないか。そうしますと、地方選挙の場合の公営といふものもそれはまだ進んでる段階ではございませう。また、いわゆる泡沫候補といふものも、その言つてはあれでごいませうけれども、困る選挙、都道府県知事選挙ぐらいのところでは最初考へていくほうがいいのじゃないか、こう考へたわけでありませう。

○大衆委員 それから八ページの百四十条の二、要するに街頭演説あるいは連呼その他が午前八時から午後八時まで、朝が二時間、夜のほうが一時間短縮したわけでありませう、これは私ども事実上選挙をやつておまして、いま東京都の一般の人は全部七時半から八時半ごろまで電車に乗るわけですね。あるいは農村において午後八時以降始まる個人演説会といふものは数限りもなくある。そういう場合にそういうことを、どこでだれだれの演説会があるかといふ言つて周知徹底せしむるために、その三時間の制限が公職選挙法の精神にむしる違反するのではないか、こう考へるわけでありませうが、何か朝あまり早いとおじいさんは車に乗れぬだろうというふうなことは、現職優先、六十、七十のおじいさん向きの選挙運動方法になつてゐるのですが、これは一体どういふことになりませうか。

○長野政府委員 今回の改正法は、昨年の衆議院の総選挙におきまして、恒久的の特例法を基礎にいたしまして、恒久的化するといふ問題であつたわけでありませうが、御承知のように昨年の衆議院選挙におきまして、その特例法におきましては、車上の連呼といふものを認めましたわけですね。その連呼は午前九時から午後五時までといふことになつておる。それから一般の街頭演説その他、また街頭演説の場所における連呼といふものはいままで認められておつたわけでごいませう。それは午前六時から午後九時までといふことになつておる。そこで非常にまぎらわしい。まぎらわしいといふことが車上の連呼の時間制限といふものをあつた場所ではほとんど無意味になつてしまつた。非常に混乱をする。したがつてこれは統一的に考へるべきであるといふ考へ方が一つ出てきておるわけでごいませう。また同時に、連呼につきましては、あまり早朝からあるいは相当深夜に至る、と言つては語弊がありますが、相当おそくまで認めるといふことになれば、これは世論もなかなかきびしいわけでごいませう。

そこで、こういう連呼行為を認めるということが戸外における選挙運動に非常に威力を加えたわけでありますので、そうなりますと通常の人の社会生活時間というものは、大体戸外でございまして、午前八時から午後八時ごろまでおむね要当な線ではないだろうか。そしてあの八時から朝の八時までの間は少なくとも個人生活の時間として考えるのが常軌ではないだろうかというふうなことから、午前八時から午後八時までということにいたしましたわけでございます。

○畑委員 関連。私も大柴君の意見と同じなんです。どうもこれはさっき言った連呼というのを、特例で一部朝の九時から午後五時まで認めた。まあそいつを恒久化しようという際に便乗的に、まぎらわしいから街頭演説の時間も含めよう、こういうことのようにですが、それはどうもわれわれは承知できない。さっき言ったとおり、われわれは大体朝相早くから街頭を歩く人たちに呼ばれなくちゃならぬ。八時なんというところになりますと、もうつとめに出かけてしまふ。会社の中に入ってしまう人が多い、あるいは電車の中の人が多い。その電車でこれから乗ろうという人に大いに呼びかけなくちゃわれわれとしては効果がないのです。

連呼連呼と言いますけれども、一体連呼というのはどういうのか、私は大体こればかりしらないと思うのです。連呼行為というのはいくどいうことですか、まずそれを聞きたいと思ふ。

○長野政府委員 確かに非常にむずかしいのでございますが、連呼といいま

すのは、非常に短い文言を繰り返して言う、これが連呼でございます。ただ名前だけでもなく、文言を繰り返して言う場合、これが連呼でございます。それで先生のお話で、工場に入ってしまうというところでございますが、それはごもっともであります。しかし工場から出てくるわけでありまして、入りつきりではありませぬので、午後というところもあるわけでございます。そここのところは入るときだけではない、ばならぬということでもないと思ひます。

○畑委員 それは入れれば出るにきまつている。しかし入るときには、とにかくつとめは大体短時間に密集している。婦人は、どうも途中で遊んできたり何かするが、相当ばらばらになつて長時間にわたる。朝のほうはわれわれとしては非常に効果的なんです。一緒にたたくさんの人に宣伝できるわけですから。そういう点ではこれは非常に困るですね。

いま連呼の定義の話が出ましたけれども、必ずしも単に候補者の名前だけではなくて、短いことばを繰り返して言うのが連呼だ。そうすれば、何も朝などただ繰り返して言うだけでなくて、街頭演説の中でそれをときどき繰り返すようなことが出るかもしれないのだらう。しかしその区別というものは非常にむずかしい。それが連呼か連呼でないか普通の街頭演説かということでは非常にむずかしいかと思ひます。いままではおもにいわゆる連呼云々というの、車の中で動きながら繰り返してやるということがいけないというふうな常識的にはとられた。しかし、法文上では必ずしもそうじゃない。とこ

ろが実際とまつてしゃべつていけば連呼でもないのだというところになった。それは何かという街頭演説だ、とまつていけば街頭演説だ。ところが法文上は確かにそうじゃないようです。とまつていけば街頭演説と見る、繰り返したつてそれは街頭演説なんだ、街頭演説は許されているのだ、こういうことなんです。われわれはそういうふうな常識的にはいまままでやってきたつもりだけれども、法的にはどうもそれはそういふふうにいまままでやってきているのです。だから停止中は連呼はいい、ところが法文上はそうじゃないやうですね。その辺どうも実際問題と法文との間に少し混乱があるのではありませんか。要するに繰り返しながらやかましく町を過ぎ去るということがいけない。じゃ車に乗って動きながら長々と演説をすることはいいわけですか。連呼でなければいいわけですか。ところが実際それはやはりうまくない。とまつていけばいいというふうにいまままで理解されてきているわけですか。ところが今度の場合は法文に従つて連呼行為の禁止、それから自動車での街頭演説は禁止、両方とも原則はそうなんです。連呼行為はこういうときだけ許されるという規定になる。今度はまた自動車の上での街頭演説は本来禁止だけれども、とまつているときはいいというのでしたね。それで今度はただ、いま言つたのとまつていても動いていてもどちらでも衆議院の場合には何時から何時までよろしい、こういうふうな規定が整備されるような案だと思ふのです。そういう点で非常に連呼行為の点がはつきりしない。法規上ははつきり

しているようだけれども、われわれいままでも実際にやってきた場合の理解のしかたとはだいぶ違うような気がするのです。そういう点で朝も従来どおり街頭演説は認めて、それで連呼行為は何時から悪い、何時からいい、こういうふうにするのは私は何ら差しつかえはないと思ふ。何も必ずしも合わせる必要はない、こう思ふのですが、どうですか。

○長野政府委員 確かに連呼というものいままでもお話のとおりでございまして、街頭演説の場所において行なはれておつたわけでございます。したがうして、とまつてやるというよりはむしろそれが街頭演説の場所と認められる限り認められておつた、こういうことでございます。これは私も推測でございますが、連呼といふ、演説といふ、その境目のところはなかなか区別がしにくい。同じ演説でも候補者の名前を二分間ぐらいの間に十べんくらい言うくらいのものでございまして、演説と連呼とはとんど紙一重の場合もある。そういうことから現在の法制では街頭演説の場所において行なう連呼は認める、それから進行中の車上における連呼は従来はこれは騒音だ、そんなものはいかぬのだ、あれは騒音であつて公害だ、この間もさる新聞が公害と書いておりましたが、公害だという考え方なんです。思想を述べたわけではない、あれは公害だという考え方が一方にあるわけでありまして、そのところがあるわけで、ひとつ社会生活時間と考えられる範囲でそこを考えていくのがどうであらうかということでは

ございます。同時にまた、片一方で街頭演説の場所における連呼というものと時間を食ひ違ひにしておつたのが、この間の衆議院の総選挙の場合ですけれども、そうするといかにそれがまぎらわしい、いやそれは街頭演説の場所である、制止されるとちよつととまつて何かおやりになる方がだいたいおられたやうでありまして、まことにややこしいというので、やはりそういうものはひとつ――連呼という以上は騒音的なものであるという考え方も非常に世間には強くありますので、連呼になるものと街頭演説は違ひじゃないかという議論もありますが、やはりそここのところは非常にまぎらわしいことも行なわれおるやうでございますので、一応通常の人の社会的時間に合わせて考えるほうが実にすっきりするんじゃないか、こういうことではあります。

○畑委員 とにかく公害だといふいろいろ批判があるのです。ところが今後場合は特例でやってみて衆議院、参議院それから知事、この程度は候補者の数も少ない、だから公害としても耐えられる程度のもではないか。市会議員や何か数の多い、狭い区域でやるときには非常にうるさいけれども、一選挙区で五人か六人、せいぜい七人というふうなことであれば同じところに戻つてこない。むしろ選挙気分をおおる、選挙を意識させるといふ点で、この程度は認めたほうがその点でよろしいというところで、公害の点が見送られて特例がある程度御受けなされたと思ふ。したがつてそれを恒久化するということは私はけつこつだと思ひます。ただ、いま問題は選挙運動時間を同

じくするといふので、選挙運動が朝は六時というのが八時ということになるし、夜は九時というのが八時になる。それは候補者自身にとつては楽です。特にわれわれ革新系にとりましては車に乗って宣伝をすることが生命です。したがってこれ以外には——選挙運動というものはほとんどそれが大半です。保守系のはうは逆の場合が多い、ほとんど候補者は乗っていない。われわれはいつも朝六時から乗り出されて車に乗るといふことはつらいけれども、それが反面また効果のあることだから無理して乗っておるわけでありすが、候補者自身だんだん年をとってくるとおっくうになる。選挙活動の時間、街頭演説の時間をむしろ短くしたほうがいいという気分もあると思います。特に保守系の人には多いと思う。しかしわれわれはそれが生命であるのですから、やはり街頭演説の時間の制限ということには賛成できない。以上です。

○大柴委員 これはいま畑君の言つたように、夏など四時ごろ夜が明けるわけです。太陽がのぼる。朝の八時まで選挙の候補者は何をしておるのだと考へれば、午前八時から公の運動ができるなどということは、候補者自身をなはだしく軽べつしたものです。だからぜひいろいろの状況をお考へ願いたい。これは私どもの要望でございます。

次に一〇ページ、百四十三条の一号の「選挙事務所を表示するために、その場所において」と書いてありますが、その場所においてということはどういうことでありますか。

○長野政府委員 これは選挙事務所の

表示でございますから、表示と申しますのは外に見えるわけですが、外に見えない。ここに選挙事務所があるということがわかるようにするわけですが、それがいましてこれは中というよりも外であります。外でその場所においてというものは、その選挙事務所を直接表示するような場所でございます。したがって、あまり離れていまして、これはどこを表示しておるかわかりませんから、要するにそこはどこまでいって「その場所において」でなくなるかどうかといふことは、それぞれの場所の状況によつて多少の振幅は出てくるだらうと思ひますが、しかしながらおおむね言えますことは、選挙事務所を表示して、そこに選挙事務所があることがわかる範囲、要するにその事務所の前、事務所そのものの前といふか、戸口といふか屋根の上といふか、多少歩道があれば電信柱などありまして、そこになら張りがでせぬか、飛び出した三角の看板など出せないかとか、いろいろ問題が出てくるわけでございますが、まあまあその辺のところということになるのだらうと思ひます。

○大柴委員 ちょっと例はひどいですが、衆議院の第一会館みたいなところ、一番上の一番向こうに事務所を設けた、そういう場合は、小泉純也事務所というようになことをあの入口にしていわけでありまして、前でありまして、確かに入口はそこでありまして、

○長野政府委員 このビルという、これはつらい御質問でございますが、従来でございますと、非常にかたいことを言つておりました、そのビルの入口などというところは往々にして乱用され

るおそれがある。だから消極的に解したいという考え方のようでございまして、しかしながら、だんだんビルが出てまいりまして、実際問題として、ビルの中の何階かのどこかのところというところになつてまいりまして、さういふものも可能だといふような考へ方も出てござるを得ぬのじやなからうか。それは構造なりその建物の事務所のある場所の表示のしかたの問題、その廊下のその部屋の前まで行かなければ表示させない、廊下といふものは通路である、こゝういふ考へ方も案外強いわけでございますけれども、それだけで必ずしも社会的な常識に合うのかどうかといふとささか問題がございます。したがって、いまのようなお話のところでは、ある程度、そのビルの共通の入口といふところに立てられるような場合も、「その場所において」といわざるを得ぬといふ場合が出てくるのじやなからうかと思つておりますが、なおもう少し検討はいたして、解釈の考え方を統一させるようにいたしたいと思ひます。

○大柴委員 一二ページのポスターの掲示場、これはちょっと私の質問に無理があるかもしれませんが、掲示場をつくりまして、選挙管理委員会が何かから掲示場はこことこだ、こゝういふことを個々の候補者の事務所のほうに通知してくれませんか。通知をしないとどこに掲示場があるか、実際は選挙管理委員会に聞きに行くわけなんです、これは通知をしてくれるようになっておりましたか、どういふふうになつておりました。

○長野政府委員 いまの資料で申しま

すと、一七ページのところでございまして、百四十四条の二という関係の改正案文の中でございまして、その初めのほうのところに第三項から第四項としたしるがございまして、「公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から」云々といふ下に「この場合において、市町村の選挙管理委員会、ポスターの掲示に關し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする」といふこゝういふ規定を新たに

加えようとしておるのであります。これは、候補者にその場所がわかり、一般の選挙民にも場所がわかるようにするといふことで、そのしかたを、まあいろいろやり方はあると思ひますが、候補者のところにかかるような方法を考へるようには指導していきたいと考へております。

○大柴委員 じゃ、ぜひひとつわかるように御通知を願ひたいと思ひます。それから一六ページ、都道府県の議会の議員、市の議会の議員の候補者のポスターが千二百枚とありますが、これはどうでありますか。たとえば七十三万の大田区のようなところで都会議員を争うときも千二百枚、人口四万ぐらゐの市の市会議員を争う場合もこの規定によれば千二百枚であります、少しバランスがひど過ぎはいたしませんか。

○長野政府委員 確かにお話のような点が実情としてもあるようでございまして、そこで私どももこの次さういふ実態を調査いたしまして、バランスがとれるようにいたしたい。同時に、ある

ところでは少しポスターが多過ぎるといふようなことを言われている面もありますので、さういふ面も考慮いたしまして、もっと合理的に検討をいたしたいと思ひます。

○大柴委員 一九ページ百四十四条の四、そのまん中どこに改正案で、「ただし、ポスターの掲示場の数は、一投票区につき一箇所以上とする。」これは、ポスターの掲示場へも張るし、それからまた自分が自由に千二百枚の範囲内で張つてもよろしい、こゝういふことであります。

○長野政府委員 その都道府県の場合の選挙の公報といふようなものは、自治省としてはどういふような指導をしておりますか。たとえば東京都の選挙管理委員会などは、数年にわたつて都議会議員の公報を出さぬので争つてゐるわけですが、こゝういふことは明らかにしたほうが一般的にもいいだらうと思ふのでありますが、公報も出さぬといふような反動的な分子がおりまして、選挙管理委員会がさつぱり進まぬのであります、こゝういふ指導をしてゐるか。

○長野政府委員 いま聞きますと、出すように指導をしてゐるようでございまして、いままで現実に出ていないとすれば、そこいらいろいろの問題があるのかも知れません。

先ほどちょっと説明が足りませんでしたので、補足させていただきます。百四十四条の四は、御承知のとおり今度のポスター公営掲示場以外に張らない選挙以外の選挙でございまして、今度の場合は、都道府県の知事選挙と

国の選挙、そういうものに限定いたしております。あとの地方の選挙につきましては、なぜしなかったかという問題でございますが、これは長についてはやってやれぬことはございませんけれども、議会その他になりますと、これは非常に数も不同でございます、技術的にもなかなか一ぺんにいえない、今後検討しなければいけないというところで、任意制のポスター掲示ということも次第にならしていくようにしていきたい、こういうことでございます。

○島上委員 関連して。いまの公報ですが、地方議員の立ち会い演説会もたしか任意制でやれるようになっていゝる。立ち会い演説会も、公報をなるべく出すように自治省では指導しているはずだと思ふのですが、どうですか。

○長野政府委員 立ち会い演説会も同様でございます。

○島上委員　ところが実際には公報を

出しているところは寡聞にして聞いたことはありませんし、立ち会い演説会も、実際にやっているところは一カ所か二カ所ではないか。これは私の耳に入らぬで、あるいはやっているのかもしれないが、寡聞にして聞いたのではありません。この際せっかく御指導されておるとすれば、地方選挙で公報を出しているところ、立ち会い演説をやっているところありましたらどの程度かお知らせ願いたい。

○長野政府委員 任意制の立ち会い演説会、それから公報をやりました選挙は、地方の選挙でございますが、そういうところは数はそれほど多くはないかとも思いますが、あるようでございますので、資料はひとつさつそくつく。

りまして、提出さしていただきたいと思ひます。

○島上委員　指導がきわめて不徹底か、それとも指導されても怠慢しているのかしらぬけれども、地方の選管では世話がやけることは何もしたくない。悪いけれども、そういうふうに考えているところもあるようです。全部が全部そうだとはいえませんが、それが、その結果ではないかと思うのですが、公報を出しているところ、それから立ち会い演説会をやっているところ、私は立ち会い演説会をやっている

ところは、青森県くらのいのもではないかと思うのですが、もうりょうりょうたるものです。指導するというからには出すことが好ましい、立ち会い演説会をやるのが好ましい、そういう考えの上に立っているし、法の精神も任意制だとは申せ、そういう精神であると思うのです。ですからいまここでわざわざならなければ、あとで御報告願うとしても、その指導はもつと本腰を入れて積極的に行なってほしいということ、この際希望しておきます。

○大柴委員 二二ページの百五十条、政見放送がラジオのみに限られているわけですが、いまの状況ではむしろテレビを用いたほうが多数の人も見えし、そして選挙の趣旨も徹底するだろうと思うのでありますが、このテレビを用いる用いないという話し合いは、一体どういうようになっておるのか、あるいは将来の見通しというものはどうなっているのか、それをお伺いしたい。

○長野政府委員 テレビにつきましては、将来の方向の見通しというものを

いま持っておるかということになりまして、持っておるとか方針をきめておるといふことは正直に申してまだ申し上げられる段階ではございませんが、私どもがばく然と考えておることは、将来はテレビでそういう政見放送ができるようになることが望ましいというふうには思っております。ただ現在はNHKでやっております経歴放送にいたしましたしても、いまの一人三十秒というのが技術的にはぎりぎりでございますして、そこで政見放送となりますと、相当な時間を要するわけでありますし、それからまたこれは経費も相当かかるわけであります。ネット網その他の技術的な問題もございまして、なお検討をしなくちゃいけない、こういう段階であると思えます。

○島上委員 関連して。私も技術的には各候補者がテレビで政見放送するということは非常にむずかしいと思います。ところで、いま党の政見放送の選挙放送といいますが、選挙の期間中ばかりではなく、その前に多額の金を出せば自由でできる。こういうのが現状だと思います。党首でもあるいは政

審会長でも、党のしかるべき代表的な人物が、もちろん個々の候補者の選挙運動に直接なるわけではありませんが、党の大きな選挙運動になる。放送は金さえ出せば自由にできるはずなんです。特に金さえ出せば自由にできるということとは、選挙運動期間中に行なわれるということは、私は選挙の公正な競争に反することになりはしないかということを考えるのですが、そういう放送を、候補者個々の放送が技術的にむずかしいとするならば、党代表の放送を一定のルールによって公正に行

なう。こういうことをお考えになる必要はないでしょうか。

○長野政府委員　お話のように、現在の法制では政党の政治活動はある面では非常に自由にしておりますので、政党が政治活動を政策の普及宣伝と申しますか、そういうような形で政治活動を行ないます手段といたしまして、テレビジョンを利用するというのは自由になっておるわけでございます。それはあくまで政党の政治活動としての問題でございまして、選挙運動ということとで考えられておるわけではないので

——個々の選挙運動にわたらないということではっきりしております。政治活動については自由だ。自由だから、

したがってあらゆる利用できるものは利用できる、こういうことになっておるのだらうと思うわけでございます。そこで各党育が政治活動としておやりになることは、これは全く当然であるわけであります。それを共同してやられるとか、討論のような形でおやりになるとかいうようなことが選挙運動期

間中にとれだけ可能であり、どれだけ実現されるかということは、これはもっぱら各党の話し合いの問題、あるいはそれを企画して進める人の問題であらうと思いますので、それを何か一定の拘束をいたしまして結びつけるといふようなことは、いまの政治活動は自由しておるたてまえから見まして、どういふものであらうかというふう

うに思われるわけでございます。

○島上委員 選挙運動期間中は政党の政治活動、選挙活動は一定の規制があるので。全く野放しではないのです。

よ。選挙運動期間中でない期間は野放しです。しかし選挙運動期間に入ると、ポスターについても一定の制限があるし、演説会についても制限があるし、政治活動のトラックについても制限がある。制限といえば制限ですが、公正な選挙のルールがあるのです。しかるにテレビだけはルールがないのですよ。金を出せば自由にやれるのです。これだけがルールがないという点とは、均衡上おかしいのではなからうか。私はこういうふうにするべきだという案をいまこで持っておるわけではないけれども、それを検討する必要があると考えるのです。それだけがルールがないのは均衡上おかしいから検討する必要がある、こういうことなんです。

○鑑査委員 関連して一つ。政党のほうは研究してもらいたいと思うが、候補者について、私は特にテレビでなければいかぬと思うたことを申し上げますが、いまこれだけテレビが普及しましたら、どの家でもラジオかけないですよ。われわれの家でも、ラジオはあるけれどもほとんど使わないです。したがって政見発表をラジオだけでやっておつては、せっかくやっておつてもたいへん聞かぬ者が多くなつておる。そうなるかどうかともテレビがなくなつていかぬ、こう思つて、テレビと併用できぬものかということを考えるのだけれども、これはぜひひとつそう考へてもらいたいと思うが、いかがですか。私の考えが間違つてゐるかどうか。

○大柴委員 この前、通信委員会で、NHKの副会長に質問しましたら、あなたの言うように技術的にも経済的に

います。

○鐵治委員 二百二十一条でしたか、当選を得しめまたは得しめざる目的を持って、でしたね。そこで、その当選を得しめない行為ということはいへん広いものであつて、私の知つておる範圍では、そのうちの最も悪質なものが見のがされておる実情があります。その点をひとつお聞きしてみたいと思うのですが、いわゆる泡沫候補を立てるのです。私なら私を落とそうと思うと、私の足元について泡沫候補を立てる。主として泡沫候補は金がないからその者に金をやつてそして立候補せしめる、供託金並びに運動金までも渡して。さようなことをやれば、私はその

二百二十一条の得しめざるの最も悪質なものだと思ふが、この点はどう思います。

○竹内(壽)政府委員　私の意見を申し上げますが、これはいま御指摘のように、最も悪質な落選させる行為であると思われる場合もございますし、その泡沫候補をあくまで泡沫候補でないと思ひて金をやっている人もありますし、うし、そこは事実認定によつてきまる問題だと思います。したがつて、客観的に見て、いま仰せのような落選さ

せる目的でそれをやったと見られる事実関係が証拠によって認められるならば、それを前提としたしまして、先ほど選挙局長がお答えになりましたような法律の適用を考えていいと思います。

○鍛冶委員 いま局長の言われたところになりたいんな懸念があるのですが、そう認められるならば、こういうことですが、それを認める認めぬは捜査の問題ですよ。さようなことをやれば選挙違反であるということをまず認める

ことがほとんどだと思います。ところが実際にそういうことをやっても、きまつておらぬものだから、いまあなたの言われるように、そう言ってみたら、向こうが泡沫でない、ほんとうは当選すると思つていたら困りますなどといつて取り締まりをしていないことがある。だからそういうことはいかぬのだ。それは選挙違反として最も悪質なんだということをまづきめておいて、あとは事実上あがるかあがらないかは、それは検察当局の腕次第だ。私はそうではないかぬと思うのです。が、実際にいってそういうものを書いて出さなければやらないのです。だから、そういうことを明らかにひとつ条文に載せたほうがいいのじゃないかと思うが、いかがですか。

○竹内(参)政府委員 私、それは法律問題じゃなくて、事実問題だと思つてございます。事実問題が固まつてまいりませんと、それに適用すべき法律は何かということばきまらないのであつて、いま先生の御指摘のように、そういうものは犯罪だというふうな——そういうものというのば泡沫候補とか何とかあいまいなことでは事実ばきまらないのであつて、やはり二百二十一条一項一号のような規定がありまして、そして事実をそれに当てはめてみる。その事実が二百二十一条一項一号に当たるならば、それで罰する。こういうのであるのが筋合いだと思つてありまして、いまの仰せの点は少し意見が違つたかもしれません、私は事実問題だと思つています。

○銀治委員 私の言うのは、あの条文があるから、そういうことがあればやれるわけなんだ、そういうことです

ね。ところがやらないのです。なぜやらないかという、いまあなたの言われるように、やってみたら、それはどうも泡沫候補だとあなたは言われるけれども、本人はほんとうに出ると思つておつたから、自分が金をやつたのは陣中見舞いだ、こういうことではないかぬからというのを手をつけないのですよ。第一、そういう立候補した者をやめさせるために金をやれば、これは違反だ。これはちゃんと別途条文があるのです。これだつて当選を得しめないためにやめさせておる。だから、ほんとうはそんなものがなくてやれるわけだ。その条文を特別に入れてやつておる以上は、いま言うのとおり、やる気のない者に——やる気のないというのはおかしいが、落とそうという目的を持って一人の候補者を立てる場合にも重く罰する規定が必要だと思つて、これは大臣からも御意見を承つておきたいと思つています。

○赤澤(参)国務大臣 お互いに選挙をやつてると、いろいろなことが気になるし、またそれに類することもおそらくあるのではないかと容易に想像がつくわけでございます。いま刑事局長が事実問題だと言ひましたが、まあ泡沫候補だと言つておるその隣のはうが、いや君のはうが泡沫だと言ふかも知れぬし、結局これは厳密に言へば、出てきた票によつて、かえつて泡沫視されておつたほうが点数が多かつたというようなことも、考えればあり得ないことでもありませんし、事実そういう悪質の、たとえば某候補を落とさんがつたという、悪質のそういう妨害行為をやつたということは、結果を見なければわからないのではないかと考へるわけ

でございます。結局は先ほど刑事局長が言ひましたとおりになるのではないかと私も判断するわけであります。

○小泉委員 煙和君。

○畑委員 一時ごろまでに終る予定でございましたが、だいぶ時間が過ぎましたので、刑事局長は早くから来て待つておられますから、刑事局長に關連する分を先に質問をいたしまして、あとは次会に回してもよいと思ひます。

それは、この改正の問題と直接關係がないのでございすが、いつか聞いてみたいと思つておりました。この前、私、資料請求をいたしましたところ、法務省のほうから出てまいりました資料がございすが、それはいままでの参議院選挙、それから地方選挙、衆議院選挙、これを通じての選挙違反事件の裁判の結果についての資料要求をいたしましたので、まだ統一選挙とそれから衆議院選挙については資料がまだとらない、こういうことで参議院の選挙の選挙違反の結果調べだけが出ておられます。実はこれだけではわからぬのでありまして、このあと最近のものからぬとはつきりしないと思ふのでありますが、しかしそれが出るまでは一応相当時間がかかりましようと思ひますので、この参議院選挙の結果調べというものを基礎にして、その後の趨勢など大体のことがわかつたらそれをお答え願ひたい。

それに関連するのでありますが、まづ結果調べについて——もう資料が出てくるのですからいいようなものですが、ひとつ法務省から出ておるものを私ちよつと読んでみますと、「三十七年七月施行の参議院議員通常選挙にお

ける選挙違反事件裁判結果調」ということになっておりまして、第一が起訴人員、合計が六千八百五十五人、内訳が、公判請求が千四百九十一人、略式請求が五千六百六十四人で、公判請求のパーセンテージが一七・四％、略式請求のほうは、パーセンテージが八二・六％というものであります。その次に、裁判結果、懲役または禁錮に処せられた人員が計二百九十三人で、内訳は、実刑が十二人で四・一％、執行猶予が二百八十一人で九五・九％、右に伴う公民権停止状況、この關係で不停止が三人、一％、期間短縮が百十四人、三八・九％、停止が百七十六人、六〇・一％、それから罰金または科料に処せられた人員、計四千九百四十六人、内訳が、実刑が四千九百二十三人で九九・五％、執行猶予が二十三人で〇・五％、次に、右に伴う公民権停止状況につきましては、不停止が千四百九十九人、四二・五％、期間短縮が二千四百九十九人で四四・三％、停止が千七百三十九人で三五・二％、こういう報告に接しておるわけでございます。

ここで私が問題にしておりますのは、公民権停止の關係でございます。御承知のように選挙違反で処罰されると同時に、公民権停止の問題が判決と一緒にきまるわけですね。そのまゝ略式でやられ、あるいは判決でやられる場合に、黙つておれば停止を五年間食ひ、それを、あるいは期間短縮、あるいは停止せずというのをつければ、そういうことができるといふことになるわけでありまして、現在におきましては法が改正されて、買収、供応あるいは利害誘導等の重要な罪の場合には、公民権は必ず停止をされなければ

ならぬ、それ以外の罪については従前と同じよう不停止または期間短縮がつけられるというところが変わりました。これはたぶん、参議院選挙のときにはその法が改正になる前だと思ひます。そういう關係でわかりに不停止あるいは期間短縮が多いのだと思ふのです。これによりまして、懲役刑の場合には不停止がわずかに一％、期間短縮が三八・九％、停止が六〇・一％になつております。これは懲役になるくらいの場合です。これは法律によりましておそれる期間短縮、不停止がなくなるわけでありまして、この表によりまして、実質によりまして、懲役刑の場合にも、期間短縮などは三八・九％もある。それで一方罰金の場合のほうは、不停止が二〇・五％、さすがにこれは懲役刑の場合よりもはるかに不停止が多い。期間短縮が四四・三％、これもはるかに多い。停止が三五・二％というところになつております。この趨勢というのは表には出てきておりませんが、これがその後どういふふうに変つておるか、これをひとつ承りたいのです。実は、選挙違反にもいろいろ態様がございまして、悪質といわれる買収、供応、利害誘導等のものは公民権の停止というように今度なつたわけですが、これは当然だと思ふのです。それで、もっと軽い形式的なものについては、従前と同じといふことになつております。しかし、この場合でも、たとえば略式請求をする場合に、その辺の配慮はあまりせずには検事のほうで略式請求をするときに、公民権を停止せず、あるいは公民権の期間短縮というのをつけない場合が多いのじゃないか。そうすると、裁

判官のほうはそのまま受けて、そのま
まつけない。ところが形式犯でありま
して、つけてもよろしいと思われも
のが相当あるけれども、そういう情
性でその辺の弾力性に欠けるところが
ありはしないか、こう思うのです。特
に、私京都のほうの選挙違反について
一つ聞いておるのですが、事務所開き
の通知を出した、実際われわれも実
出すのです。これも正式に言えば例の
文書違反だろと思うのです。しか
し、これも、実際上の儀礼的な問題も
あるし、わからないから出す。これが
たまたま引かかって調べられて、略
式起訴になった。これは約二十三名の
人に、選挙はがき以外のはがきを使っ
て出したから文書違反だということ
四名ばかり起訴になっておる案件が
ございます。具体的名前を差しさわり
ありますから出しませんけれども、こ
ういったものなどは、起訴された以上
罰金はいたし方ないといましてし
て、政治関係に關係しておる人にとり
ましては、特にこれから立候補でもし
ようという人、あるいはまたさ
らに現職の市会議員であるとかん
という場合には特に非常に痛いわけ
です。そういう点はやはり相当考慮を
して、私は弾力性を持ってしかるべき
らうと思う。悪質な罰金は、これはい
けないというので法は改正されたわけ
ですが、そういう形式犯的なものは
もっと相当弾力性を持たしてよろしい
のじゃないかと思うのです。その辺
が、三十七年の参議院選挙の結果によ
りますと、一応略式罰金の場合には、
相当、不停止が二〇％あり、あるいは
期間短縮が四四％あるようになってお
るのです。まあ弾力的にやっているよ

うにも思われますが、その後、公民権
の問題はやかましくいわれるような関
係もありまして法も改正になった影響
もあって、この略式の場合の不停止あ
るいは期間短縮というものが、パーセン
テージが実際には少なくなっているの
じゃなからうか、こう思うのでござい
ますが、まだ資料が出てないのでその
辺断定できないのですが、その趨勢な
どわかりましたら、それと同時に、そ
れに対する私の意見的なことをいろいろ
の御見解をひとつ承っておきたい、こ
う思うのです。

○竹内(壽)政府委員 昭和三十七年七
月施行の参議院議員選挙は、ちょうど
法改正によってやり直した選挙でござ
いまして、その選挙でございしますが、
事前運動で処罰されたものの中に
は、旧法の適用を見たものがございま
す。そこでこの統計は、大部分が新法
でございしますが、なお旧法の処
罰を受けたものも入っております
ので、いうならば中間的な資料でござ
いまして、実質をはっきりつかみ得な
いわけでございしますが、ただ、それ
にいたしまして、昭和三十四年の参議
院の選挙と比較をいたしてみますと、
公民権停止になりましたパーセンテ
ジは、法改正によりましてずっと上
がってきておるのでございします。た
えば公判請求を受けて執行猶予に
なりましたものが、三十七年には二百
八十一人の九五・九％でございま
す。これが三十四年の選挙のときには
百六十七人でございまして、倍までに
はいきませんが、ほとんど倍に近い数
字が公民権停止になっておるわけで
ございします。これに準じまして以下い

るも公民権停止の範囲が広がっており
ますことは法改正の趣旨に従って
わけでございます。なお、その後の選
挙につきましては裁判結果でございま
すためにまだ集計ができないのでござ
いしますが、逐次報告を受けてお
ります資料によりまして、さらにこの
公民権停止の制度は徹底して処理され
ておるようになっておるのでございま
す。

ところで、ただいまお話しした公民権
は、一定の犯罪につきましてはすべて
これは停止するたてまえでございま
して、ただ不停止にはできないが、期間
を短縮する道が裁判上開かれておるの
でございします。そこで検察官が事案の
性質によりましてある者には期間短縮
の意見を付して裁判所に回す。特に略
式命令を請求する比較的小規模な事件に
つきましては、そういう措置をとるこ
とが場合によっては妥当な措置である
というふうな御趣旨も、いま御質問の
中に入っておったかと思うのでござ
いしますが、私の点は全く同感でござ
いまして、事情によりましてはそういう
措置を、検察官として意見を述べるこ
ともやっておる所もあると思うので
ございします。ただ、一般的に申しま
す、裁判では非常に裁判官の個人差と
申しますか、ものの考え方によりまし
て干差万別でございまして、ある裁判
所の裁判官はもう法律どおりびしと
どんな事件でも公民権の停止期間の短
縮を認めないという態度で裁判をされ
る所もあるかと思うと、もうこまかく
短縮をしてきめのことかい判決をされ
る裁判所等もありまして、そういうの
を見ますと非常にまちまちでございま
す。そこへもっていつてまた検察官が

いろいろな意見をつけて区別をします
とは、ますます短縮制度を混乱させる
というふうな配慮もございまして、検
察官の大勢としましては法律の命じて
おるとおり運用していこうというこ
とになっておりますけれども、例にあ
げられましたような非常に経微な事件
であって、いかにもそれによって公民
権が五年間も停止されるということは
適当でないとと思われるような事案につ
きましては、進んで検察官のほうから
付せんをつけて出して、検察官の意見と
して適当に短縮を考慮されたいという
ような意見をつけて出すという例もな
いではないわけでございします。大体公
民権停止の問題につきましてはそうい
う運用の実情になっておるかと思つて
おります。

○細委員 公判の場合におきましては
いろいろこまかい審理等が行なわれま
して、その犯罪の実態等が相当こまか
くわかるわけであります。したがって
これは裁判官に一任せざるを得ないわ
けであります。略式命令は、先ほど
申し上げましたように、大体検事さん
の意見のとおりにおきまされるという
のがほとんどでございまして、特別に
さらに判事のほうにその本人に会うわ
けではありませんが、ほとんど実態
がわからずに検事の意見どおりにな
る。ところが検事さんといましては
やはりなるべく重くというのとはお
かしいかもしれぬけれども、法を守る当
事者といましてはとかく規則どおり
になりやすい傾向におる。したがって
略式の場合などこそ起訴、不起訴、そ
れからさらにまた起訴になった場合に
は具体的実情に応じてやはり期間短
縮、停止ができるならできるといふ

うな意見を述べる必要があると思つて
わけです。いま刑事局長からもそういう
方針で付せんをつけてやっておるとい
うようなことでございしますが、とかく
そのまますべて面審理で刑が言い渡され
ることになる場合が多いのであります
から、ひとつ十分そういう点を考慮して
いたしまして、実情に応じた弾力的
な措置を、検察官のほうでひとつこの
場合だけは特に考えてやっていただ
きたい。この京都の事件など私もちよ
と聞きまして、このこと自体、起訴す
ること自体がどうかと思つたけれど
も、法に触れるということになります
ればいたし方ございせんが、そう
いった配慮で緩和することになり
つつ今後とも御指導をお願いしたいと思
います。この点につきましてはこれで終
わりますが、今度の法改正のことにつ
きまして罰金の問題に關するところが
ございします。それについて一、二
質問をしたいのです。

これは選挙局長のほうで先に答弁し
ていたんで、あとで刑事局長のほう
にお願いするということになると思
います。今度の改正で、先ほど大柴君の
引用されました資料新旧対照という
もののページ数で申しますと、四七ベ
ジと四八ページ、四九ページにわたり
ますが、二百三十四条の改正点は「電
報」というのが入った。それから二百
三十五条、これもやはり電報による場
合が入りました。これらはなぜ電報を
つけ加えたかということなんです。そ
の場合に普通の郵便は入らないのかど
うか、電話などの場合はどうか、これ
をまず選挙局長にお伺いしたい。こ
れは「新聞紙、雑誌、引札、ポスター」こ

ういのですから、大体そういうもので公にだれも見られるような状態になる犯罪、これを取り締ろうということかと思うのです。電報というのは個人に行きわけですから、その辺少しいかまでのと違うと思うのです。ただ電報が非常にたくさん使われるとすると、同じような結果になる、こういうことで電報を入れた。そうしたら郵便は入るのかどうか、電話はどうなんですか、こういうような疑問が出てくるわけです。この点二百三十四条と二百三十五条の「電報」を入れたことについて、ひとつ選挙局長から答弁してもらいたい。

○長野政府委員 立案の過程におきましての考え方でございますが、あつた法律に詳しいことは刑事局長にお願ひすることといたしますが、実は二百三十五條の四という新しい条文を考えまして、そしてこれと虚偽、虚偽と申しますか人の名前を使ひまして、そして通信したり依頼状を出したり電報を出したりすることを問題にしておつたわけなんです。この二百三十五條の四というものを条文で書きあらわしました場合に「郵便、電報又は電話」こういうふうに出でたわけでございます。

その場合に、それともう一つは虚偽事項の公表罪につきまして、事実を歪曲してしまつたお話のございましたような状況で電報というものもあり得るわけでございますので、そこでそこへも平仄を合わせて電報というのを入れるほうが適当じゃないか、その辺からだんだん發展をしたかと思ひますが、実はここで二百三十五條を入れますと、二百三十五條には「雑誌、引札、ポスター」と書いてある。そうすると二百

三十四條のほうも「雑誌、引札、ポスター」と同じことがあるものでございまして、やはりその間に電報を入れるたほうが条文のていさいいい。それからこれは事実認定の問題もあるかと思ひますが、これは二百三十四條、二百三十五條は「いかなる方法をもつてするを問はず」ということでござい

ますので、こういう犯罪の構成要件が成立をいたしますと、郵便はどうだというお話でございまして、いかなる方法をもつてするの問われないわけでございますから、この刑が成立するといふことになれば、それは郵便であつても、こういう場合には該当する、犯罪の構成要件というものを満たせば当たるんじゃないかと思ひますが、その辺は刑事局長のほうからお願ひしたいと思ひます。

○畑委員 そうすると、結局二百三十五條の四を新設するというこの際、に「電報」というのがあつたから、こちらの二百三十五條も電報を入れたほうがよろしい。しかしそこに重点があるというのではなくて、「その他いかなる方法をもつてするを問はず」といふこともあるくらいだから、例示的に示しただけだ。ただ問題は、公にした公表罪あるは虚偽の事項を公にした、あるいは事実を歪曲して公にした、要するに虚偽事項の公表罪だ、したがつて、公にすること自体に重点があり、それでなければ構成要件にはまらないといふことだから、それに重点があるから、電報というのをそうしたいした意味ではなくて、二百三十五條の四とつり合ひ上入れた。「その他いかなる方法をもつてするを問はず」と書いてあるから、そのほかのこと

もいひのた、したがつて電報もその意味で入れたのだ、こういう御答弁のようですが、それでよろしゅうございませうか。

○長野政府委員 大体そういうことでございませう。

さらに一つつけ加へさせていただきますと、従来は電報を打つということ、電報を受け取るということ、これはいいことであつて、あまり罪にならないと申しますが、むしろ電報をいれたというので非常に電報の値打ちがあるものだから、そういう電報がたたくさん怪文書として出てくる傾向にある、そこでやはり電報はいかにぬのた、電報というものをそういう場合に打つて、受け取ると、これは妙になるので、よくいふことを明らかにした意味もあつたわけでございます。そこでいままでも電報という字句が虚偽事項の公表なり虚偽表示というふうなやつから、そこで新しく電報といふものをいれまして、選挙民によくわかるように、要するに電報はいかにぬ、このとおり書いてありますよ、こういう選挙法の罰則は、住民によくわかるという意味もあつたので、電報といふものはいかぬといふことをはっきりさせる意味もありまして、先ほど申し上げましたものと合せていまして、電報といふ規定を入れさせていたきたい、かように思つておるわけでございます。

○畑委員 そうたいして積極的な意義はなさそうだが、片方の二百三十五條の四といふものは、通信をする罪、要するに虚偽の名前を使って通信する罪、そこ

そこに重点がある。片方は虚偽の事項を公表するといふか、みなに知られるような方法でやるというわけでございまして、これはちよつと違うわけなんです。したがつて、電報といふものをことさら入れること自体どうかと思つてくらしいです。これははいさゝかあるといふのですが、電報は個人にいくだけだ、引札、新聞、雑誌、ポスターは、だれも見るといふことで意味がある。だが電報を入れたことは、それといふ二百三十五條の四との関連だと言われるのは、ちよつと説得力がないように思ひます。この点はおそらく法務省のほうと協議をされたと思うのでございませうが、その辺、法務省のほうの御意見はいかがですか。

○竹内(壽)政府委員 私のほうでも御協議をいただきましたが、一緒に研究はしたのでありますが、電報を入れますことの必要性につきましては、先ほど選挙局長から申し上げましたように、電報を利用してこの種の公表罪あるいは虚偽表示罪、こういうものの悪質なものが増えたといたすという実情に對処しますために、解釈論としてはあるいは入るのかもしれないけれども、これを文字どおり掲げることによりまして、その趣旨を明らかにすることとが一般の高位の意味の効果をあげるのに必要である、かように結論がなりまして、この電報といふ文字を挿入したものでございませうが、この電報の性質からいへば、むしろこの電報質からいへば、電報を使つてやる場合のものよりも、電報を使つてやる場合の虚偽の事項を公にし、歪曲して公にしとか表示するといふのが、どういふときに着手になり、どういふときに完成するかといふことが問題であつた

ように私は承知いたしてゐるわけでありませう。

○畑委員 その次に二百三十五條の追加ですが、虚偽の事項を公にし、又は事実を歪曲して公にしたとき。これはいままでは「虚偽の事項を公にしたとき」といふことだけでしたが、それではびたりとこない場合がある。ある程度事実はあるけれども、それが歪曲されてゐる、全然虚偽ではないけれども尾ひれをつけたら何かして、だいたいと違つてゐる、こういうものの取り締まりの方法が、いままでの虚偽の事項といふことだけではつかみ切れないといふことで、こういうのを追加したと思ふのですがこれはそのとおりで間違ひないですか。

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○畑委員 次に二百三十五條の四、これはほんとうの新設であります。これは「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて真実を反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便、電報又は電話により通信をした者は二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する」。この場合に「真実を反する氏名、名称又は身分の表示」といふのは実在するその人とは何の連絡もなしに、たとえば社会党の河上委員長の名前で、だれだれ候補危うし、よろしく頼むといふことは、これになるのだと思ひますが、そういう場合、あるいはまた全然実在しない人の名前を使う、こういうものを含むのか、その点はいかがですか。

○長野政府委員 両方含むと考えております。

○畑委員 刑事局長、いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 私も全く同様に考えております。

○畑委員 こうしたいわゆる郵便、電報また電話で実在する人間の名前をかたって当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもつてということ選挙が非常に混乱することがあるわけです。あるいはまたそのときに全然実在しない人間の名前を使うことも同時に処罰される、こういうことであるように思います。ただししかしこの場合に、場合によつては、これをしゃくし定木に解釈すると相当何でも引つかかってしまうおそれがある、こういう可能性もあると思いますが、悪質なものとは別として、そういうたいした罪がなくて、こういう条文のとおりに一応当てはまるという場合もあるうと思ひますが、そういう点につきましては配慮されたかどうか、ひとつお聞きしたい。

○長野政府委員 まあ悪意でなくという、そういう場合もあるのかもしれないが、しかし、しかしにいたしまして、も、当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもつて、当該本人が知りません、連絡もなく、無断で氏名なり何なりを用いるということでございますから、これはもうどうもそれが軽微な場合と非常に重要な場合というものは、多少それは場合によつてはあるのかもしれないが、しかしながら、ついつい、そういう善意というか、常識的な意味での悪意がなくてやっというようなことは、この場合それがうまくはまるような実例が出てくるかどうかということはよくわからないのでございますが、まあ事実の実際が重要な影響を及ぼしたようなかどうかで

あつたか、あるいはそれが非常に大きな影響を及ぼさない、だれでも考えられるようなことでやりそこなつたようなことをやっておられるのかといううなことが結果として出てくる場合があるかもしれないが、いづれにしても、当選を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもつてやっておるのでございますから、気がつかずにやつたといううなことは、どうもあまり該当がないのではないだろうかというふうに考えます。

○畑委員 では、あとのこまかい点はこの次にします。

○小泉委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

公職選挙法改正に関する調査特別
委員会議録第七号中正誤

べし段 行 誤 正

四五 三 調整 調製
八二 云 あたな方 あなた方

